

主 文
原判決を破棄する。
本件を大阪地方裁判所に差し戻す。

検察官の控訴の趣意は大阪地方検察庁検察官検事吉永透作成の控訴趣意書に記載のとおりであり、これに対する答弁は弁護人B、同内藤徹連名作成の答弁書に記載のとおりであり、被告人及び弁護人の控訴の趣意は右弁護人兩名連名作成の控訴趣意書に記載のとおりであるので、いずれもこれを引用する。

検察官の控訴趣意について。
検察官の控訴趣意第一点、訴訟手続の法令違反の主張について（被告人の司法警察職員及び検察官に対する各供述調書の証拠能力について）
論旨は、原判決は本件公訴事実中、強盗殺人死体遺棄の事実について被告人に対し無罪を言い渡し、その理由の一として右事実に関する被告人の司法警察職員及び検察官に対する各供述調書は証拠能力がないものとし、その根拠として、（一）被告人が原判示第一及び第二の詐欺の事実について逮捕勾留（以下第一次逮捕勾留という）中に作成された被告人の司法警察職員に対する昭和四〇年十一月一日（以下特に年を記載しないのはすべて同年である）付供述調書は、（イ）第一次勾留の理由及び必要が存続している間にこれに並行して右強盗殺人死体遺棄の事実について被告人を取調べて作成されたものであるが、右は第一次勾留の事実を基準として自ら存在する他事実についての取調べの許容限度をこえて憲法三三条所定の令状主義に著しく違反する違法な見込捜査であり、（ロ）しかも、同月七日午前〇時ころ、大阪府警察本部刑事部捜査一課司法警察員A捜査主任（以下A刑事という）が右強盗殺人死体遺棄事実の取調べに着手したところ、被告人がB弁護士を弁護人として選任したい旨申し出たのに刑事訴訟法七八条、二〇七条、二〇九条に違反して同弁護士あるいは同弁護士所属の大阪弁護士会に対しなんらの通知をせず、被告人の弁護人選任権、防禦権を著しく侵害した状態で同月七日から同月一日まで強盗殺人死体遺棄事実の取調べをし、（ハ）その取調べ方法も被告人に正座を強要し厳しい取調べをするなど妥当でないものである。以上の違法な取調べの結果得られた自白を内容とする供述調書であつて、かかる供述調書は任意性に疑があり証拠能力がないのみならず一切の司法判断の資料となし得ないものであるとし、（二）被告人は右自白後同月一五日強盗殺人死体遺棄の事実について逮捕、同月一七日勾留された（以下第二次逮捕勾留という）が第二次逮捕勾留は右司法判断の資料となし得ない右一月一日付供述調書を資料としてなされた不法拘禁であり、第二次逮捕勾留中に被告人を取調べて作成された被告人の司法警察職員に対する供述調書六通、検察官に対する供述調書一通は不法拘禁中のものであり、かつ第一次逮捕勾留中になされた取調べの瑕疵を承継するから、証拠能力を有しない旨判示している。しかしながら、原判決も認めるとおり、本件においては、詐欺事実による第一次逮捕勾留の理由及び必要の存続中に右詐欺事実と並行して強盗殺人死体遺棄の事実について取調べたものであるから憲法三三条の令状主義に反する違法な取調べではなく、また被告人はA刑事からCとの関係をきき出されるに及んでその激情的な性格から反射的に一回だけ「Bを呼べ」とどなつたものにすぎず、その後はそのまま取調べに応じ、同弁護士に連絡しないことと不服を申し立てず、右詐欺の事実について逮捕勾留された際及び強盗殺人死体遺棄の事実で逮捕勾留される際にいずれも司法警察職員、検察官及び勾留裁判官からその都度弁護人選任権の告知を受けながら弁護人を選任する意思を全く表明しておらず、起訴後の裁判所からの弁護人選任の照会についても不要の回答をし、当時被告人の所持金は僅か一、三〇〇円位しかなく私選弁護人を選任する資力もなかつたのであり、これらの事実からみると、被告人の右言辞は真意に出たものではないと認めるべきものである。さらに捜査官の同月七日以降同月一〇日強盗殺人死体遺棄の事実について自白するに至るまでの被告人に対する取調べは、被告人とCとの交際の状況、金銭の貸借関係を主体として同女の失踪事件の重要参考人としての取調べにとどまり、強盗殺人の取調べをしたのではなく、取調べ方法も不当に長時間にわたつたり手錠をかけたことも正座を強要したこともなく、不当なものではなかつたのである。そして被告人の各供述調書に任意性がないとするためには強制拷問脅迫等と当該自白との間に因果関係が存在することとを要するのであつて、かりに原判示のような事実があつたとしてもそのことから直ちに自白の任意性が否定されることにはならず、自白との間の因果関係の存否が問題とされなければならない。原判決はこの点について全く触れず直ちに任意性がなしいものと判断しているのは失当である。さらに第二次逮捕勾留は証拠能力を否定さ

あの際の不法勾引の程度は訴訟手
で判した第一の被告人は訴
も留置犯勾引にその程度は訴
た勾留罪捕第か、す留中判決
さ速の逮捕して左捕原
なても二とあしを速した
してし前提としを速した
としの際の前提としを速した
とに留置あり、前より任意第二
資料勾引あり、前より任意第二
資が次述あり、前より任意第二
をが次述あり、前より任意第二
調能第供あるは疵自及能
述抛は明である瑕自及能
供証人認拘定方得ら勾留とい
付の被告と不法取調の結果第一
一日の被実を否調方得ら勾留とい
一月の被実を否調方得ら勾留とい
一証り、遺棄が留置能力及理由
右厳格な理由逮捕勾留の取調に
の厳格な理由逮捕勾留の取調に
被告人が殺人相当の供述による
被告も強盗殺死の供述による
ない同強盗殺死の供述による
でか資料に不足はない。被告人
べき資料に不足はない。被告人
れるて、資料に不足はない。被告人

か。それでなかつたらいわない。Bを呼べ。」と怒鳴るようにいつている旨を報告したのが、結局はA刑事は上司のA1警部に対し被告人が右のようにつている旨を報告したのが、結局はA刑事は部からはB弁護士あるいはその所属の大阪弁護士会に同日午前〇時〇分、A7の各警察官が強盗殺人の事実につき被告人を取調べ、厳しく追及したが、被告人は犯行を否認したが、依然として翌八日、九日、及び一〇日午後とひきつゞいて被告人を取調べたが、悪口をいつたので、A刑事らは被告人の正面の壁にCの写真を貼りつけて「Cの前でも悪口をいえるか。」と問いつめたところ、にわかには被告人は悄然とした態度になり、同日午後六時ころから犯行の一部を自供しはじめ、午後一時ころまでの間にかけてCを殺害した旨を供述し、A刑事の求めに応じてCの死体遺棄現場を示す略図（以下第一図という）を作成してA刑事に渡した。右自供に至るまでの間、取調べに際し、A刑事は被告人に対し、自ら正座をし、「こちらの方がこういうように一生けんめいになつているのであるから、これをきく者はやはりそれだけの態度できくのが常識的とちがうか、正座せい。」という様な趣旨のことをいい、被告人がこれに応じて正座をしたことが一、二回はあつた。そして、翌一日A1警部以下約一〇名の警察官は右第一図を持って六甲山に向い、午後〇時二五分ころ死体遺棄現場においでCの死体を発見した。一方A刑事は同日午前中に、前日の自供を内容とする被告人の供述調書を作成し、被告人が同日午後新たに作成した死体遺棄現場付近見取図（以下第二図という）を右供述調書末尾に添付した。一方同日の午前中被告人は第一次逮捕勾留の基礎となつた詐欺の事実について住吉署に勾留のまま原裁判所に起訴されたのであるが、同事実についての被害者側の捜査は一月四日にD2、D3、D4を（以上D5金庫関係）、同月五日にD6、右月八日にD7（以上D金庫関係）を司法警察職員が取調べ、同月一〇日にD4、D8を検察官が取調べて各供述調書を作成したほか、さらに起訴後の同月一二日にD9、D10、D11を、同月一三日にはD12（以上いずれもD金庫関係）を司法警察職員が取調べて供述調書を作成し、被害者側の証拠を整備した。かようにして強盗殺人死体遺棄の事実について被告人の自供を得た捜査本部は同月一日同事実について大阪地方裁判所に對し、再び被告人の逮捕状を請求してその発布を受け、同月五日被告人を再逮捕し（第二次逮捕）、同事実について被告人の取調べを続行し、同日付及び翌一六日付の被告人の司法警察職員に対する各供述調書を作成し、同月一七日同事実について同裁判所に対し被告人の勾留請求がなされ、同日勾留状が発布され、勾留状の執行により被告人は住吉署に勾留された（第二次勾留）。その後も同事実について被告人の取調べが続けられ、被告人の司法警察職員に対する供述調書四通（同年一月一九日付、同月二〇日付、同月二二日付、同月二九日付、）及び検察官に対する供述調書一通（同年二月三日付）が作成され、一二月六日被告人は同事実について原裁判所に起訴された。

原判決は略以上の事実関係のもとに、第一次勾留中に作成された被告人の強盗殺人死体遺棄の事実に関する昭和四〇年一月一日付供述調書は、第一次勾留の基礎事実を基準とする他事実の取調許容限度をこえて被告人を取調べて得た自供を内容とするもので著しく令状主義に違反し、被告人の弁護人選任権防禦権を侵害し、かつ正座の強要という不当な取調状況下に作成されたもので任意性に疑があるものとして証拠能力を有しないのみならずすべての司法審査の資料となしえず、これを資料としてなされた第二次逮捕勾留は結局犯罪を犯したと疑うに足る相당한理由なくしてなされた不法拘禁であり、不法拘禁中に作成された被告人の右同事実についての司法警察職員及び検察官に対する各供述調書は第一次勾留中に作成された右供述調書と一体のものとして評価すべきであるとして証拠能力を否定していることは所論のとおりである。

〈要旨〉そこで検討するに、ある被疑事実の取調に当り被疑者を拘束するには裁判官の発する令状によることを要す（要旨）ことは、憲法、刑事訴訟法の規定するところであるが、既に適法になされている被疑者の逮捕勾留中に、当該逮捕勾留の基礎となつた被疑事実以外の事実について被疑者を取調べることは一般的に禁止されるところではなく、またこれら取調べをしよとす事実毎に新に裁判所の許可を得なければ取調べをすることができないものでもなく、逮捕勾留の基礎となつた事実について逮捕勾留の理由及び必要が存続している間に、この事実の取調べに附随し、これと並行して他の事実について被疑者を取調べる限り、右取調べをもつて令状主義に反するものということとはできない。ただ当初から当該逮捕勾留の基礎とな

つた事実について取調べる意図がなく、あるいは簡単にその事実の取調べを終つた後、もっぱら被疑者の逮捕勾留の事実を疑義をなすに過ぎない。査禁等の犯罪が推測し得るのではないかという十分な資料が得られず、留し、同事実について被疑者の逮捕勾留の理由及び必要性の右事実につき被告人に対し、更めて強盗殺人等による被告人の逮捕勾留を令状主義を潜脱する違法な捜査当局は、たまたま探知した右詐欺の事実について被告人を取調べる意図のあつたところであり、この様な捜査方法は決して好ましいものではない。欺の事実（原告第一及び第二の事案）は、それ自体長期間における捜査を要したものであり、かつ右事件はその余罪として捜査追起訴に併合審理の結果、原審において執行猶予付とはいえない。及び捜査の過程が令状主義を潜脱した違法な捜査に由来する昭和三十四年一月一日付供述調書が令状主義に違反する捜査により得られた無効のものであることは、被告人は裁判官の勾留質問に対し強盗殺人の事実を認め、司法警察職員以外にも、司法警察官作成の各弁解録取書（いずれも自白）、関係人の供述調書、証拠物等が存したのてあつて、被告人の右自供を裏付ける証拠はあつたのであるから、右第二次勾留を直ちに違法、無効のものとはいえない。勾留の事実について勾留のまま原裁判所に起訴され、以後起訴後の勾留に住吉署の留置場に拘禁されて（後にさらに一回勾留更新されている）いたのであるから、かりに第二次逮捕勾留が原告示のように実質的に疎明資料なくしてなされた違法なものであつたとしても、そのために右起訴後の勾留までもが違法不当のものとなるものではなく、第二次逮捕勾留中に作成された被告人の各供述調書が不法拘禁中の取調べの結果得られたものとす原判決の判断も誤つていないものといわねばならない。したがつて、これら供述調書の証拠能力はもつぱらその間の取調べ等に違法、不当な点があつたか否かにより決すべきものである。

この点につき被告人は、第一次勾留中の警察官の取調べにつき正座の強制その他不当な取調べを受けたと主張するのであり、A刑事が右期間の取調べに当り被告人に正座を命じたことのあることは前記のとおりであるけれども、この点に於て被告人は原審公判廷において「自分は正座させられても三〇分や一時間は苦痛を感じない」と述べており、また「取調べ中殴る蹴るなど身体に手をかけられれば、被告人は取調べに当りA刑事から正座を命じられた際には、三〇分乃至一時間位、即ち自己にとりさして苦痛を感じない範囲ではこれに耐えたが、それ以上正座をくずしても取調官から暴力を用いて正座の続行を強制されたことはなかつたものと解するのが相当である。畳敷の部屋で座つて被疑者の取調べを行うこと自体好ましい方法ではないけれども、右程度の正座の要求が直ちに供述の任意性に疑を容れる程度の拷問と解することは相当とはいえない。また証五号録音テープ一巻（一月一日の取調状況の録音）及び証六六号録音テープ一巻（一月九日の同様録音）を検討しても、前者においては、被告人は極く自然にかつ自由に、C殺害の事実を供述していることが認められ、後者においては、後半、特にC殺害後所持していたハンドバツグの処置につき、A刑事等から相当強い調子の質問を受けているが、被告人はこれに対しても結局最後まで自己の主張をまげずに応答して

することは、原審におけるA証人、A8証人に対する被告人の発問からもうかがわれる。)に基づく発作的言辞にすぎないものであつたのか、あるいはかりに真意に出たものであつたとしても内妻や親族等の意向を容れて自己の意思を抛棄したものか、などの判断をするに重要な要素となるものと考へられさらにはこの点について、審理を尽くす必要があるものと認められる。原審がこの点について審理を尽くさず直ちに、被告人の右言辞をもつて真意に出たものであると認定し、弁護人選任権の侵害があつたものと判断し被告人の自白の証拠能力を否定しているのは、前記法律解釈の誤りとともに、審理不盡の結果訴訟手続の法令違反を犯したもので、この点の違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、この点において原判決は破棄を免れない。論旨は理由がある。

検察官の控訴趣意第二点、訴訟手続の法令違反、事実誤認の主張について(被告人の自白の信用性及び補強証拠の存否について)

論旨は、被告人の司法警察職員に対する昭和四〇年一月一日付弁解録取書、検察官に対する同年同月七日付弁解録取書、裁判所書記官作成の同日付勾留質問書における被告人の自白は十分信用することができ、また被害者の死体その他の補強証拠が存在するのにかかわらず、原判決は次の理由で右各自白は信用できず補強証拠もないと判断して被告人に強盗殺人死体遺棄の事実について無罪を言い渡しており、原判決の右判断は証拠の取捨選択を誤り事実を誤認したものである。すなわち、まず原判決は、次の(一)ないし(五)の理由により前記第一図に基づいてCの死体を発見したという原審証人A1、同A9、同A10の各供述は信用し難く、第一図に基づいて死体を発見したものと認める証拠はないと判示している。すなわち、(一)第一図は本件捜査においてきめ手ともいふべきものであり、これを死体発見現場で紛失したというようなことは理解し難く、右紛失に気付いた時期についても捜査官の供述はまちまちであつて、かようなことは理解し難い。

(二) A1が死体遺棄現場に到着して捜索開始後一〇ないし一五分の間に死体を発見したというが如きことも現場の状況にてらし疑問である、(三)捜査本部がCのハンドバッグ拾得の事実を知つたのは一月一日のことであるというが、捜査本部は九月十六日付手配書を配布するときすでにCがハンドバッグを所持していたことを知つていたし、一月七日右ハンドバッグはB7により兵庫県宝塚警察署宝塚駅前派出所に届けられている点などからみると、右は疑問である、(四)前記第二図は、右A1らによる死体発見後、死体発見の事実が住吉署において被告人を取調べていたA刑事に連絡され、右連絡の後に作成されたものである。(五)被告人の原審裁判長宛上申書添付の死体遺棄現場略図(以下第三図という)によつてみると、第一図は第三図よりもはるかに簡単なものであつたことが推認されかような簡単な略図を手がかりに死体を発見することは困難である、とするのである。しかしながら、右(一)については、第一図は被告人の自白が真実であるか否かの心証を得るため書かせた「メモ」的なものにすぎず、自白調書の末尾に添付する意図のもとに作成されたものではなく、捜査官が死体発見のうれしさのあまり第一図の保管について十分な配慮を怠つたため紛失したもので、捜査官のすべてが第一図の保管責任を負っているものではないから、その紛失を知つた時期が区々であつても異とするに足らない。(二)については、A1は死体捜索班の指揮者であり、指揮に好都合な山道に入り、たまたま死体遺棄現場方向に進んだところ、発見できたというにすぎず、短時間内に発見しても不自然ではない。(三)については、ハンドバッグはB7によつて拾得され宝塚駅前派出所に届けられたが、同人が残したメモによると拾得場所を単に「六甲山B10荘下一〇〇メートル」と指示するにとどまり、右程度の漠然とした指示に基づいてハンドバッグ拾得場所ひいては死体遺棄現場を発見しようとする相当大規模な捜索が行なわれなければならないが、本件ではそのような大規模な捜索が行なわれたとする資料はなく、B7が死体発見を報ずる新聞記事をみて宝塚警察署に対し右ハンドバッグがC所持のものではないか、との電話連絡をし、これによつてはじめて捜査当局において右ハンドバッグがCのものであることを知つた旨の原審証人A11、同A12同A13、同A14の各供述は信用できる。(四)について、被告人が第二図作成当時A刑事が死体発見の連絡を受けていなかったことは原審証人A15、同A10、同A6の各供述により明白である。(五)について、被告人が第一図を作成するに際しA刑事が誘導していないことは原審における同人の証言により明らかであり、第一図は原審証人A、同A1、同A9、同A10、同A15の各供述によると六甲山ケーブルの終点を基点とし、ドライブウェイ、茶屋、茶屋から右へ分岐する石段のある地道、さらにこれより右へ入つたところの下方に死体遺棄場所を示す×印が記入されたかなり具体的な

もので、これに基づいて死体遺棄現場に到達できる程度のものであり、第一図は前記上申書添付の第三図に近いものであつたことは被告人の認めるところである。以上の点からみると、第一図に基づいてCの死体を発見したとする前記各証言は十分信用できる。つぎに、原判決は、B3アパート管理人A4の「八月四日午前六時半ころ掃除のため階段を降りて行くとCの部屋から男が先に出て次に同女が出てくるのに出会つた」旨の証言を信用して、被告人の「八月三日午後六時三〇分ころCを同アパートから誘い出し、午後八時三〇分ころ六甲山において同女を殺害した」旨の自白は信用できないとしている。しかし、A2の司法警察職員に対する昭和四〇年九月一〇日付供述調書によると右A4は八月五日に右平野に会つた際、同人に対しては八月三日の晩か八月四日の朝かはつきりしないがCが男と一緒に出て行くのを見たと話をしてることが認められること、右A4は同月四日朝B1保育所のA3らの問合わせの電話に対し、Cが同日の朝外出したとは答えていないこと、右A4の記憶力は減退し視力も十分でないこと等から、A4の右証言は信用できない。これに対しCは同月三日午後五時三〇分ころ同保育所を退出していること、同月五日に右平野がCの居室に立入つた際の室内の状況、被告人の原審公判廷で陳述した上申書において八月三日午後七時ころB8という男に手紙をもたせてCをB3アパートから誘い出した事実を認めていることによるとCは同月三日の夕刻に同アパートを出たものと推認されるのである。

さらに、原判決は、被告人にはCを殺害する動機が薄弱であると判示しているけれども、被告人の供述する犯行の動機はCから借金の返済を迫られていたことと、被告人と同女との深い仲を内妻に知られたのではないかと考えたのが動機である、というのであつて、それはそれなりに理解できるところであるし、借金の返済を迫られていたことについてはこれを裏付けるA16の供述もあつて、殺害の動機は薄弱ではない。

さらに原判決は死体遺棄現場附近の明るさ、人通りの状況から人知れずCを殺害し死体を遺棄することは困難であると判示しているけれども、当時は死体遺棄現場附近は霧がかかつており未知の人の顔の判別が困難な程度の明るさで人通りもまばらであつたから、被告人が右行為に出ることはさして困難ではないのである。以上の諸点において原判決は証拠の取捨選択を誤り、その結果事実を誤認したものである、というのである。

よつて検討するに、検察官指摘の各弁解録取書、勾留質問調書に、Cに対する強盗殺人についての被告人の自白が記載せられていること、原判決は右各調書の証拠能力は認めながら、検察官指摘のような理由により、右自白にはその真実性を裏付ける的確な補強証拠に乏しく、かえつてその信用度を減殺するような諸事情が存在するので、結局右自白には信用性がないと判断していることは所論のとおりである。また、被告人は原審第二回公判廷において、本件強盗殺人の事実を否定しているのか一部自白しているのか不明のような供述をしていることは原判決説明のとおりである。

(一) よつてまず原判決が前記自白の信用性を減殺する事情として被告人作成の略図(第一図)に基づいてCの死体を発見したという原審証人A1、同A9、同A10の各供述は信用し難いとしているので、右Cの死体発見の経緯及びこれと表裏をなすCの白革ハンドバッグ入手の経緯につき検討する。(イ) 十一月七日B7とその友人が六甲登山中、後記地獄谷の谷間(後にCの死体が発見された位置より大略東方一・四メートルの地点)で白革製ハンドバッグを拾取し、不審に思つて附近を捜したが異常が発見されなかつたので(実際には後にCの死体の発見された位置とは反対の方向を捜したようである)これを携えたまま登山を終り、帰途国鉄宝塚駅前の巡査派出所に拾得物として届出たが、係員が不在であつたため、紙片に自己の住所氏名と共に拾得場所を「六甲山B10荘下一〇〇メートル」と記載して右ハンドバッグと共に同派出所において来たこと、鎌谷は十一月九日宝塚警察署から拾得物受領の通知を受けたが他に警察から何の連絡もないうち、十一月一日同山中でCの死体が発見されたとの新聞記事を見たので、右ハンドバッグが同女の所持品ではないかとの疑を持ち、十一月四日宝塚警察署にその旨電話連絡したけれども要領を得なかつたこと、十一月八日に至り警察官の来訪を受け右ハンドバッグ拾得の事情につき尋ねられたことは、同人の司法警察職員に対する供述調書により明かであり、同人は同日警察官を案内して拾得現場を指示したことはA13作成の同日付報告書(記録三六四丁)により認め得るところである。(ロ) また司法警察職員作成の現場の実況見分調書、原審の各検証調書によれば、Cの死体発見現場は、六甲山ケーブル終点駅から山頂に向う自動車道路を約二・三キロメートル登つ

た附近の左側にある一軒の茶店（B9方）の前で右道路が大きく左に曲る地点から右に分れて山頂に向う歩行者用の地道に入り、約八〇メートル進んで階段状をなし左に曲る地点からさらに右に分れて山腹を通る小径に入り、約二七メートル進んだ地点の右側崖下の茂みの中（右小径から下方約七・七メートル）であり、右自動車道路の右側、右に分れる地道、小径の右側は通称地獄谷と称せられる深い谷で樹木が茂り、また右小径の左側は山頃に向い急な登り斜面をなし、小径から上方約一〇〇メートルにはホテルB10荘（当時建築工事中）があり、いずれも通常の六甲登山者の足を踏み入れる場所ではないこと、しかしながら右死体発見場所は、場所的には前記のような特徴があり、前記自動車道路が左側にある一軒の茶店の前で大きく左カーブしていること、そこから右に入る地道及び階段状の下から更に右に分れる小径の指示があれば、比較的容易に現場に到達できるものと認められる。

（ハ）一方原審第三五回公判調書中証人B9の供述記載によれば、一月一日右場所でCの死体が発見される以前に、右地獄谷を多数の警察官が搜索したような事実はないことが窺える。

以上の事実関係からみれば、もし本件捜査に当つた大阪府警本部捜査一課の捜査員が一月一日Cの死体発見以前にB7の拾得した右ハントバッグを入手していたとすれば（同ハンドバッグがCの所有品であることは、証三一号、三二号等のハンドバッグの在中品からも容易に判明するところである）、まず拾得者B7について拾得場所を尋ねるのが常道であるのに、それがなされていないことは前記のとおりであり、また「六甲山B10荘下一〇〇メートル」との前記拾得届の記載をたよりに、その附近にCの死体があるものとの仮説をたて、捜査官自らの手で本件場所を搜索するとすれば（拾得届からはハンドバッグ拾得場所が前記小径の上方か下方かも不明である）相当大掛りな山狩を必要とするように考えられるが、そのような措置が執られた形跡のないことも前記のとおりである。なお前記証五一号、六六号各録音テープを比較検討しても、一月一日当時、捜査官が前記ハントバッグ拾得の事実を知っていたものとは考えられない。一方Cの死体発見場所は深い谷であるが、前記のような極めてはつきりした特徴があるから、どのような簡単な略図であるにせよ、前記各特徴さえ記載されていれば、容易に現場附近に到達し得るものと認められるのであつて、被告人が原審裁判長に宛てて作成した略図

（第三図、記録一四四一丁）程度のもので十分かと考えられる。

そして一月二日にはA1を隊長として約九名の捜査員が、被告人作成の略図（第一図）を携えて現場に赴き、前記一軒茶屋の附近で車を降り、各捜査員はそれぞれ右側の通称地獄谷に分け入り、A1は指揮者として谷の上方を通ずる前記地道から更に小径へと進んだものであり、この行動には何も不自然さは感じられない。結果的には右A1が直線的に死体遺棄現場の上方に達し、茂みの間から僅かに見えたCの着衣を発見し、それが死体発見につながつたものであるが、右経過からみても右A1が比較的短時間内にCの死体を発見したことにより、同人が予め死体の存在場所を知っていたものとの疑を容れることは行過ぎと解せざるを得ない。

もつとも原判決指摘のとおり、捜査一課係員が宝塚警察署から前記白革ハンドバッグの引渡を受けた経過についてはやや不明瞭な点があり、またA1等は前記のとおり被告人作成の略図（第一図）を携えてCの死体搜索に行つた際、その略図を紛失するという不手際があるので、原判決がこれらの点に着目して、捜査員は予め右ハンドバッグの引継を受けていたのではないか、あるいは予めCの死体の存在場所を知っていたのではないかとの疑を持ち、前記A1、A9、A10の各供述を措信しえないものとするのであるが、他に特段の事情が認められぬ本件においては、右は、前記説明に徴しても、やや行過ぎかと思われる。ただしA1等捜査員は、被告人の一月一日夜の自白（内容は二月一日付供述調書と大略同一であることはA証言により認められる）及びその際作成された略図（第一図）によりCの死体を搜索発見したものであるが、右自白及び略図が正当な取調によつて得られたものであるか否かについては前説明のとおり疑を残すところであるから、もし右自白及び略図が不当な取調により得られたものとすれば、それに基づく証拠蒐集、特に被告人の自白によりCの死体を発見したとの経過は証拠上主張し得なくなるものと解すべきである。

（二） つぎに、原判決が前記自白の信用性を減殺する事情として原審証人A4の証言を措信できるとしている点について検討する。原判決が、原審第一四回公判調書中の証人A4の、「昭和四〇年八月のはじめころの保育園から電話があつた日の朝六時半ころB3アパートの一階を掃除のため階段を降りて行くとCの部屋から男が先に出て次にCが出てくるのに出会つた、その男は背が高く眼鏡をかけた男で

被告人ではないと思つた」旨の供述記載をくつがえすに足る証拠はないとし、右供述記載からすると、Cがその前日である八月三日午後六時三〇分ころ殺害されたと認められ、原審と同様の結論に至らざるを得ない。ところで、原審第三回公判調書中の証人A2の供述記載及び同人の司法警察職員に対する昭和四〇年九月一〇日付供述調書によると、A2が八月五日B3アパートへ行き合鍵を用いてCの居室に立入つたところ、玄関先の郵便受けの下駄箱の床に昭和四〇年八月四日付朝刊、同日付夕刊、八月五日付朝刊が落ちており、室内の本箱の上に同月三日付夕刊を一番上にして新聞が重ねて置いてあつたことが認められ、その他室内の状況からみると、Cが最後にB3アパートを出たのは同月三日付夕刊配達の後で翌四日付朝刊配達の前であつたことが明らかである。したがつて、同日付朝刊が同アパートに配達された時刻の如何は右A4の供述の信用性を判断する重要な資料となるものと認められる。また、A4の司法警察職員に対する同年九月一三日付供述調書及びA2の司法警察職員に対する右供述調書によると、A4が、Cが右のようにB3アパートを男と一緒に出て行くのに出会つた際のCの服装は「濃い焦茶色様地に黄色や桃色様の色が三色程混つた花柄のある上衣とスカーフ」であつた（もっとも前記原審公判調書中の証人A4の供述記載によるとCの服装はわからないというのである）、というのであるが、Cが八月三日保育所に出勤した当時及び同女が死体として発見された時着用していた衣服は無地の濃紺レシーブの半袖のスーツであつて、A4の見た際の服装とは明かに異なるものである。そして右は単なる服装についてのA4の認識ないし記憶の誤りであるのか、全く別人をCと見誤つたのか、あるいは実際にCはA4が見た状況の際A4のいうような服装であつたのか（そうすると、Cは一旦外出した後帰宅し服装を着替え再び外出して殺害されたのか—かく想定すると前記新聞紙との関係で問題を残すことになる—あるいはA4の見たのは別異の日であつたとの可能性も濃くなる）は右A4の供述の信用性を判断する重要な資料となるものと認められる。そして、右朝刊配達の時、Cが右花柄のある濃い焦茶色のスーツを着用していたか（すくなくともCがその様な服を所持し、これを着用する可能性があつたか）の点について原審において調べた証拠によつては明確でなく、さらに審理を尽す必要があるものと認められる。また前記平野調書によれば、八月五日Cの部屋には日傘が残つており（当時は盛夏である）取入れた洗濯物が未整理のまま置かれていたことも認められるので、これらの事実との関連も検討さるべきである。

(三) そうすると、以上の諸点について審理検討することなく、死体発見に関する原審証人A1、同A9、同A10の各供述を信用し難く、同A4の供述を信用しうるとして被告人の前記自白の信用性を否定した原判決は、審理不尽の結果、証拠の取捨選択を誤つたもので、右訴訟手続の法令違反は判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、この点においても原判決は破棄を免れない。論旨は理由がある。

以上の次第であるので、検察官のその余の論旨に対する判断及び弁護人の控訴趣意に対する判断を省略し、なお原判決が無罪とした右強盗殺人死体遺棄の罪は有罪とした詐欺の罪と刑法四五条前段の併合罪の関係にあるものとして起訴されたものであるので有罪部分についても破棄するのが相当であるから、刑事訴訟法三九七条一項、三七九条により原判決を破棄し、同法四〇〇条本文により本件を大阪地方裁判所に差し戻すこととし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 田中勇雄 裁判官 尾鼻輝次 裁判官 小河巖)